

消防署 だより

松前消防署 ☎ 984-3404

消火器を設置しましょう

◆もし消火器がないと…

石油ストーブ使用中にカートリッジタンクを引き上げてしまい、口金が外れ、灯油が漏えい。床や壁に燃え広がりました。出火当時2階にいた家族は、住宅用火災警報器の警報音に気づき、水バケツと粉末式消火器で消し止めました。

消火が遅ければ、全焼火災になっていたかもしれません。



【粉末式消火器】

普通火災、油火災や電気火災に対応。

◆消火器を**設置**しましょう

住宅用消火器は、粉末式消火器と強化液消火器の2種類があり、最近販売しているものは、小型で高性能なものがあります。

設置義務ではありませんが、もしものときのために、設置しましょう。



【強化液消火器】

ワンタッチで使用可能だが、電気火災には使用不可。

◆もし消火器が**古い**と…

サビや変形などで、ひどく老朽し腐食の進んだ消火器は、いざというときに使用できません。また、操作したときに破裂し、受傷事故に至る危険があります。こうした消火器は、訓練での使用も絶対にしないでください。



消火器の破裂事故は、全国で9件発生しており、うち1件は死亡事故となりました（平成21年以降データ）。

◆消火器を**交換**しましょう

古くなった消火器は、廃棄処分を専門業者に依頼し、新しいものに交換しましょう。自分で解体したり、一般ごみとしてごみ置き場に放置したりしないでください。

廃棄消火器の回収や処分方法については、(株)消火器リサイクル推進センター（☎ 03-5829-6773）または消火器を購入した店舗へお問い合わせください。

消防は、消火器を訪問販売しません

悪質訪問業者にご注意

女性やお年寄りしかいない日中などに、消防職員のような服装を装って訪問し、「消防署から来ました」「法律が改正されて、消火器の設置が必要です」などと言葉巧みに、高額な商品を販売する事案が発生しています。消防職員が、消火器を訪問販売することは一切ありません。また、一般的な消火器が1本1万円以上することはありませんので、ご注意ください。